

# 消費者問題 ニュース

CONTENTS / 2012.10 No.150

委員長あいさつ	1
委員長就任のご挨拶	
シンポジウム	2
消費者法の展望と課題V「悪質商法に利用されない決済制度の確立を目指して～消費者トラブルの国際的対応も交えて～」	
講演	3
「裁判所からみた最近のフランチャイズ紛争と法的課題」	
特集	4
第23回夏期消費者セミナー	
事件情報	7
「ホームページリース」事案で、ユーザーからリース会社に対する残リース料の支払い拒絶が認められた事例 / iPadnano 発火事故につき製造物責任法に基づく損害賠償請求を認めた事例	
文献・催事紹介	8

## 委員長あいさつ

### 委員長就任のご挨拶

日弁連消費者問題対策委員会委員長 国府泰道（大阪）



**1** この度、池本誠司委員長の後任として当委員会の委員長に就任した大阪弁護士会の国府泰道です。17代目委員長になります。修習35期で、2年前に不条理な死を遂げた当委員会委員長故津谷裕貴さんと野々山宏国民生活センター理事長、新里宏二前日弁連副会長らと同期になります。

関西からは2004年に三木俊博会員（大阪）が委員長に就任して以来しばらく途絶えていたことから、今回は関西から委員長をとという話になり、いわゆる適齢期にあった私が推薦された次第です。これまで関西出身の委員長は、中坊公平、大深忠延会員（大阪）、木村達也会員（大阪）、浅岡美恵会員（京都）、三木俊博会員の各氏で、それぞれの分野で実績を上げてこられた方ばかりですので、私は委員長就任にあたって恐縮しているというのが実情です。

私が当委員会の活動に参加したのは、1986年の訪問販売法改正運動への参加が最初です。1989年の松江市での人権大会にもシンポ実行委員として参加しました。しかし1991年に発生した信楽列車事故遺族の弁護団活動に傾注してから約10年間は委員会の活動から離れていました。

2000年に当委員会に復帰して岐阜市で開催された第43回人権擁護大会

の統一信用法シンポジウムに取り組み、その後は弁護士費用の敗訴者負担反対運動に傾注し、2006～2009年の病気中断を経て、2009年に復帰してからは消費者行政の問題に力を入れて取り組んできました。

このように断続的ではありますが長年関わってきて、当委員会の活動を通じて素晴らしい先輩や仲間を知ることができ、鍛えてもらうことができました。

**2** ところで、今回の消費者問題ニュースは150号記念号です。1987年の創刊当時、中坊委員長は、本ニュース創刊の趣旨について、全国に消費者弁護士を続々と誕生させるとともに、それらの弁護士による被害救済のための情報や意見交換の場にすると述べています。本ニュースは着実にその役割を果たしており、今や、全国に消費者弁護士が増え、消費者法制（判例を含む）の発展においてその役割がますます大きなものになっています。

**3** 委員会の運営方針については、3年前（本誌131号）に津谷裕貴さんが委員長就任挨拶の中で詳細に整理されており、私もこれを踏襲するつもりです。中でも、消費者庁・内閣府消費者委員会・消費者団体との連携が重点課題です。

2010年12月、国民生活センターの統合及び直接相談の廃止の方針が突然閣議決定され、以来2年近く国民生活センターの統合問題に明け暮れた感がありましたが、阿南久氏が消費者庁長官に就任されたのを機に消費者問題の様々な分野において連携を再構築したいものです。当委員会には14の部会があり、いずれも専門化していく消費者問題に対処してきています。日弁連には被害の現場を知る弁護士の集団であるこの部会の専門性を力として、消費者庁や消費者委員会の取組みをバックアップして、現実社会を変革していくための重要な担い手としての役割が期待されています。

ここ数年来言われてきているように、意見書を出すだけではダメで、問題はこれをどう実現するかにあります。貸金業法改正、割賦販売法・特定商取引法改正などの経験を共有して、消費者問題の諸分野で、政策実現のための運動をする行動力ある弁護士集団として活動していきたいと思えます。

皆さん、消費者被害の予防・救済と消費者の権利確立のために、共に考え、行動していきましょう。

# シンポジウム「消費者法の課題と展望V『悪質商法に利用されない決済制度の確立を目指して～消費者トラブルの国際的対応も交えて～』

## 1 はじめに

2012年7月7日、東京霞ヶ関の弁護士会館2階クレオにおいて、標記シンポジウムが開催されました。「消費者法の課題と展望」と題する一連のシンポジウムの第5回として企画されたものです。

## 2 基調報告・講演

(1) まず松苗弘幸会員（埼玉）から「悪質商法に利用される決済手段の問題点」と題して基調報告がされました。昨今の消費者トラブルとして「サクラサイト商法(出会い系サイト商法)」「情報商材」の事案において深刻な被害が続いており、その決済手段としてクレジットカード取引の一括払いが少なからず利用されていること、このクレジットカード取引が複雑化しており、消費者から見えないうところで決済代行業者などの業者も介在し、問題解決をさらに複雑化していること等が指摘されました。また、決済手段はクレジットカード取引のみではなく、銀行振込、電子マネー等々、多様化していることを踏まえて、これら決済手段の基本的な仕組み・概要から法制度及びその問題点に至るまでの報告がなされました。

(2) 次に坂東俊矢京都産業大学法科大学院教授から「消費者取引における決済手段の課題～決済代行業者を利用した取引を中心に～」というテーマで報告がありました。坂東教授は消費者問題を研究する研究者であるとともに大阪弁護士会所属の弁護士として実務も経験されており、その両面から問題提起がなされました。今回は特にご自身が代理人として経験された国外の決済代行業者からの代金請求事件（日本国内のカード利用者が米国カリフォルニア州巡

回裁判所で米国の決済代行業者とおぼしき業者から代金請求訴訟を起こされたという事案）を例にとって問題点を紹介されました。

(3) 一般社団法人 EC ネットワークの沢田登志子理事からは「クロスボーダー化する消費者取引」と題してご講演いただきました。EC ネットワークはネット取引に関するトラブル相談と情報提供を行う団体で、消費者庁が「平成23年度越境取引に関する消費者相談の国際連携の在り方に関する実証調査」の一環として越境取引における消費者相談窓口に特化して設置した「消費者庁越境消費者センター（CCJ）」の協力団体にもなっており、越境型（クロスボーダー型）トラブルの現状についてご報告いただきました。

## 3 パネルディスカッション

パネルディスカッションでは、基調報告・講演の内容を踏まえて、齋藤雅弘会員（東京）をコーディネーターとして、上記3名の報告者に、松本恒雄一橋大学法科大学院教授・前内閣府消費者委員会委員長、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会の有山雅子氏の2名がパネリストとして加わり、討議がなされました。

越境型トラブルについては各パネリストから、昨今のインターネットの普及にあわせて消費者トラブルが国際化して、越境型になってきているという現状が報告されました。特に消費者被害の最前線で仕事をされている有山氏からは「日本語サイトだと思って取引していたが、クレームを言い出すとクレーム担当が海外になっていた、などということが日常茶飯事。どこと交渉していいのかわからない、そもそも交渉先を探すのに苦労する。」という被害現状の報告は切実なものでした。

またそのトラブルにクレジット等の多様な決済手段が使われている実情を踏まえ、悪質業者にこれらの決済手段を利用して消費者トラブルを引き起こさせないようにするた



めにはどうしたらよいか。または、生じてしまった場合にどう対処すべきか、法制度に不備はないのか等、多岐にわたるテーマについて議論がされました。基本的方向性としてはクレジット会社等の決済手段・支払手段提供者が適切に業者を調査監督すべきであり、問題が生じた場合には決済手段提供者が、加盟店に支払代金の返還を求めるチャージバック制度等により、消費者との関係で責任を取るべきである、という方向性が打ち出されました。

## 4 最後に

本シンポジウムは消費者の観点から決済手段の問題点を議論する出発点になったのではないかと感じました。

インターネット取引やクレジットカード取引自体が国境を越えて行われるシステムであることから、国単位で制定されている法律や制度のみでは限界がありますが、国際ブランドのチャージバック制度がきちんと機能するようになれば、かなりの問題点は克服できるのではないかと、方向性・道筋も見えてきたように思います。

本シンポジウムのテーマが多岐にわたっていること、また、まだまだ議論が煮詰まっていないところばかりですが、本シンポジウムが数年先の議論の礎になると確信しました。

なお、本シンポジウムの会場に足を運んでいただいた方は120名以上に及んだほか、全国（21会場）にも同時配信されました。このテーマの関心の高さを改めて実感しました。

統一消費者信用法部会  
五十嵐潤（第二東京）





# 講演「裁判官からみた最近のフランチャイズ紛争と法的課題」

2012年5月29日、弁護士会館で、当連合会主催の標記講演会が開催されました。講師である西口元前橋地方裁判所判事（部総括）は、「フランチャイズ契約の実務」（新日本法規、2000年）、「改訂版フランチャイズ契約の法律相談」（青林書院、2009年）、「フランチャイズ契約判例ハンドブック」（青林書院、2012年）の共著者として知られ、フランチャイズ事件の第一人者です。講演の要旨は以下のとおりです。

## 1 フランチャイズ・システム

フランチャイズ・システムとは、フランチャイザー（本部）が商標等の使用許諾を行い、統一イメージによる営業を加盟店に求め、かつ事業経営の統制・指導等をパッケージ化して提供することに対し、フランチャイジー（加盟店）がロイヤルティ等の対価を支払うシステムをいう。フランチャイズ契約の法的性質は、非典型・無名・混合契約であり、委任的側面、賃貸借的側面、売買的側面を有し、有償かつ継続的契約である。

歴史的には、米シンガーミシン（1865年ころ）の「製品・トレードマーク・フランチャイズ」(※1)が起源とされ、米コカ・コーラ（1899年）で「ビジネス・フォーマット型フランチャイズ」(※2)の萌芽が見られた。日本では、戦前から「製品・トレードマーク・フランチャイズ」として資生堂・花椿会が見られたが、「ビジネス・フォーマット型フランチャイズ」としては1963年にダスキンと不二家が初めて手掛けた。

## 2 契約締結時の争点

フランチャイズ契約の締結段階では、フランチャイザー側の情報提供



義務が問題とされ、中小小売商業振興法による書面交付と説明義務違反（11条1項）、独占禁止法による欺瞞的顧客誘引禁止違反（19条、2条9項）の他、信義則上の保護義務違反、錯誤無効や詐欺取消等が主張される。ケースによっては、連鎖販売取引契約に関する規制（特商法33条ないし40条の3）の適用も検討できる。情報提供義務の具体的内容としては、①権利義務情報（契約内容等）、②事実情報（フランチャイザーの規模等）、③損益情報（将来予想される損益）が主張される（マーティナイジングドライブクリーニング事件＝東京高判平11・10・28判時1704-65参照）。本部が保障している売上予測に関する情報を隠す行為は、情報提供義務に違反する。損害の範囲は、情報提供義務違反と相当因果関係がある損害であり（ローソン千葉事件＝千葉地判平13・7・5判時1778-98参照）、具体的には、①店舗賃借費用、②什器・備品の代金・リース料、③店舗改装等の費用、④手数料等に加え、⑤慰謝料、⑥逸失利益、⑦弁護士費用もこれに含まれる。もっとも、大半のケースではフランチャイジー側の過失（4割ないし8割）を認定し、過失相殺がなされている。

## 3 契約締結後の争点

フランチャイズ契約締結後は、フランチャイザー側のノウハウ提供義務が問題とされる。具体的には、①ノウハウの有用性、②ノウハウの範囲（経営方法、店舗の内装・レイアウト等、従業員の教育訓練、商品構成等）が問題となる。他方、フランチャイジー側は、フランチャイズ契約上秘密保持義務が課せられるのが一般的であり、これはノウハウが「営業秘密」（不正競争防止法2条4項等）に該当しない場合にも適用される。なお、ロイヤルティの妥当性が争われたケースとして「セブンイレブン・ロスチャージ事件」（最判平19・6・11金判1271-44）があり、チャージ計算方法の契約上の解釈をめぐる争われた。



## 4 契約終了時・終了後の争点

フランチャイズ契約の期間満了による自動更新と更新拒絶の当否が争われたケースとして「ほっかほっか亭総本部事件」（名古屋地判平元・10・31判時1377-90）がある。なお、契約終了後の競業禁止義務については、フランチャイズ契約に定めがある場合は合理的範囲内で差止めや損害賠償請求が許容されるが、定めがない場合には営業の自由（憲法29条）の観点から一般的には許容されない。

以上の他にも、フランチャイズ契約の譲渡に絡む問題やフランチャイズの課題、フランチャイズ紛争に対する裁判所のスタンス等にも言及があり、多数参加したフランチャイジー側、フランチャイジー側の代理人や当事者にとっても、実務的に極めて有意義な講演だったと思います。

独禁法部会

中野和子（第二東京）

（編集者注）

- ※1 Product or Trade Name Franchise（メーカーが、自社製品について、販売業者に特定地域での販売権と商標使用権を与えるシステム。日本では、むしろ「流通系列化」「代理店・特約店制」といわれる形態に近い）
- ※2 Business Format Franchise（本部から、加盟店に対し、商標の使用、店舗の運営方法、ノウハウ等の経営方法をパッケージとして提供し、フランチャイズ全体での統一的な運営を確立したシステム）

第23回 夏期消費者セミナー報告

# 「子どもをとりまく消費者被害 ～ネット社会における大人の役割～」



2012年7月14日、大阪弁護士会館で130名余りの出席者の下、当委員会主催の標記セミナーが開催されました。開催に際し、大阪弁護士会の小池康弘副会長から、「資料を見るとなじみのない言葉もあるが、この機会にしっかり勉強してネット社会における大人の役割を果たしていきたい。」と歓迎の挨拶を頂き、洞澤美佳当委員会副委員長（第二東京）より、「ネットは我々の生活には切っても切り離せないツールになりつつあるが、表面的な利用者に止まることなく、子どもを守るために積極的に動く必要がある。」と企画の趣旨説明がありました。以下、セミナーの要旨を記載します（本要旨に関する責任は、ニュース・出版部会にあります）。

基調講演

## 「携帯電話・インターネットに潜む危険～その仕組みを知ることによって防げる被害～」

篠原嘉一（兵庫県情報セキュリティサポーター）

篠原氏はNIT 情報技術推進ネットワークの代表をされるとともに、兵庫県情報セキュリティサポーターとして、子ども達をネット被害から守る活動をされています。基調講演の要旨は、次のとおりです。

### 1 子ども達の中で急速に普及しているインターネット

いろいろな学校を回ってインターネット（以下「ネット」という。）の講演をしているが、小学生の知識のレベルが非常に上がっている。講演時に出る質問も具体的で、先生がついていけない。子ども達はネットの中になりたい自分（アバター）を作り出し、アバターを優先させた生活をしているため、アバターを攻撃されると極端な行動をとる。極端な行動が自分に向けられれば「自殺」の方向となり、他人に向けられれば秋葉原事件のようになる。子ども達の中でネットがこれほど普及していることに大人は気づいていない。これに追いついているのが不審者である。

### 2 ポータブルゲーム機（DS）がネットに繋がる

ネットに繋がる端末が増えていく。DSもその一つである。今やネットはワイヤレス（Wi-Fi）でできる。不審者がポケット Wi-Fi を持ってコンビニの駐車場の車にいと、その周辺に来た小学生は、突然自分がやっているゲームがネットに繋がることになる。警戒心に乏しい子ども達は、自分のアバターを相手不審者と知らずに送信し、結果的に不審者とコミュニケーションをと

ることになってしまう。

### 3 不審者が行う恐るべき脅迫の手口

子ども達に起きているネット関連被害は、課金サービスに伴う金銭被害だけでなく、薬物や脅迫、性犯罪につながっている。子ども達が、ネット上で「塾がある。」「スポーツ少年団がある。」とつぶやくと教育にお金をかけている家庭が見えてくる。不審者は、標的の子どもとネット上で交流を続け、子どもが「進学校に入った。」「いい大学に入った。」とつぶやくのを見た段階で何も知らない子どもに薬物をプレゼントする。その時の受け渡しの様子を写真等で記録に残し、就職内定後、薬物使用歴をばらすと言って実家に写真を送り付けて脅迫する。背後で動いているあらゆる仕組みがあることを大人が気づかなければならない。

### 4 子どもは誰かと関わっていたいから端末を持つ

既に小学生の多くがWi-Fiを利用し、ソーシャルゲームでチャットを経験している。一度登録した相手にはログイン情報が通知されるため、家に帰ってログインすると相手（不審者）に帰って来たことがわかる。不審者は、「お帰り。今日は、どうやった?」と優しく語りかける。

マクドナルドでWi-Fiエリアと書いてある下で、小学校3年生くらいの子どものがひとりで遊んでいる。ネットを使って誰かと遊ぶため、ひとりである。不審者もそういう子どもを間近で見て、子どもに自分のプロフィールやアバターを送信した



り、お試し版のゲームをプレゼントする。

子どもはゲームがしたいわけではない。誰かと関わってお話したい。そのためだけに端末を持っている。

### 5 個人が特定される書き込みをしない

スマートフォンの普及により起きている現象が、「情報の紐づけ」である。ネット上に投稿した情報は消えないため、フェイスブックやLINEの利用で、何年経っても情報が掘り起こされる。GPS機能によって、投稿した写真の位置情報から個人が特定され、不審者の標的になってしまう。

子ども達には、個人が特定されるような書き込みや「つぶやき」はしないこと、一旦ネットに情報が載れば、消すことはできないことを伝えたい。そして、家庭や地域で子ども達が大人に相談できる環境を作ること、家庭内でしっかり会話をし、子ども達に愛情をもって育てていたいことを伝えたい。そうして、ネットの向こうの見知らぬ人に優しさを求める必要がない環境を作ることが大事である。



基調講演

# 「教育的アプローチによる問題への対応～学校,家庭,社会は,子どもを被害者・加害者にしないためにどうすべきか～」

長谷川元洋 (金城学院大学国際情報学部国際情報学科教授)

長谷川教授からは、使い方次第で良い方向にも悪い方向にも増幅しうる「インターネット」という便利な道具を、子どもたちが正しく使えるようにするために、大人がどう取り組んでいくべきかについて、教育的観点から講演していただきました。その要旨は、以下のとおりです。

## 1 情報モラル教育の必要性

新しい学習指導要領により、全ての小学校・中学校・高等学校において、情報モラル教育が行われるようになった。また、文部科学省は、2006年度に「情報モラル等指導サポート事業」を立ち上げ、コンピューターが苦手な教師でも情報モラル教育を行えるよう、指導用資料を提供している。一方、保護者は、ネットに繋がるゲーム機やスマートフォンを子どもに持たせていることについての危機感が非常に薄い。デジタル化された情報は、自分の手を離れると制御不能になるので、安全に使うためのトレーニングが必要である。

## 2 子どもが巻き込まれたトラブル事例

(1) 今年5月に警察庁が発表した資料によれば、子どもが集まるゲームサイト等に大人が入り込み、子どもを狙う犯罪が多発している。また、友達を募集する掲示板は多数あり、LINEというアプリの掲示板で「10代」、「女性」などと検索すると簡単に該当者とネット上で知り合うことができ、GPS機能によって、同じ

アプリを使っている近辺の人にメールを送ることもできる。実際に、女子高校生がLINEで知り合った者に睡眠薬を飲まされ乱暴されたという事件がある。

(2) お小遣い稼ぎの目的で、賞金ももらえる写真コンテストのサイトに自分の過激な写真を投稿したり、掲示板に「私の写メ買ってくれる人いませんか」という書き込みをしている子どももいるが、ここに子どもになりすました大人が入り込んでいる。小学校5年生の女の子が、掲示板サイトで知り合った相手を自分と同年代の女の子だと信じて待ち合わせたところ、知らない男が現れて車で連れ去られたという事件も起きている。

## 3 教育的アプローチの方法

(1) 学校では、教育というアプローチで問題を解決すべきである。子どもがネット上でトラブルを相談し、かえって問題に巻き込まれるというケースが非常に多いが、親や教師に相談できる環境を作るべきであり、子どもが自らの判断で正しく行動できるように育てることを目標とすべきである。有効な情報モラル教育のためには、①予防教育、②問題が起きた場合の対応と再発防止策とともに、③予兆発見時の対応が重要である。

(2) 子ども向けに、フィッシング詐欺・振り込め詐欺等の疑似体験サイトを (<http://oct-kun.net.ictmoral/>)



を開設した。インターネットショッピングを疑似体験できるサイトもある。高校生へのアンケートによると、初めてネットショッピングを利用した時期は中学のときという回答が最も多い。

家庭との連携も重要で、札幌市立平岡中学校では、学校側がPTA活動等を通じて情報提供している。岐阜県多治見市では、教育研究所の教師が子どもと保護者を対象に出前授業を行っており、ゲーム機、音楽プレーヤー、スマホは何でもできる小さなコンピューターであるという話を保護者に伝えている。

## 4 まとめ

子どもたちがトラブルに巻き込まれないためには、大人が先回りして手を打つことが必要である。学校では、徐々にそのような取組みを行いつつあるが、今後、家庭との連携を深め、子どもが自ら正しく行動できるよう、より充実した情報モラル教育を行う必要がある。

## パネルディスカッション



### パネリスト

- 篠原 嘉一 (兵庫県情報セキュリティサポーター)
- 長谷川元洋 (金城学院大学国際情報学部国際情報学科教授)
- 石原 純子 (NPO 法人消費者情報ネット[コネット]理事長/消費生活コンサルタント)
- 小菅 浩幸 (電気通信サービス向上推進協議会苦情相談検討 WG 主査)

### コーディネーター

- 岡田 崇 (弁護士/大阪)

## 1 子どもをとりまく被害の実情

早くからネットトラブルに取り組んできた石原氏から、子供をとりまく最近の相談事例として、①普段は

携帯を持っていない中学生(女子)が、夏休みの間、母親の留守中に自宅に置いてあった母親の携帯を無断で使ったらしく、定額パケット契約

をしていなかったため、携帯電話会社から高額なパケット料を含む20万円余を請求された、②小学生(女子)が、友達から「友達を紹介すればボ

イントが付く」と誘われて、アクセサリーの通信販売会社の会員登録をしようとしているが、個人情報の不正取得ではないのか、③小学生（女子）が、携帯サイトからアバターのアイテム（洋服）を購入したいというので、親のクレジットカード番号を入力させたが、その後も親に無断で次々とアイテムを購入したらしく、クレジット会社から23万円を請求された、④高校生（男子）が、携帯ゲームサイト（コンプガチャ）で、両親のクレジットカードを使って2か月で300万円使ってしまった、⑤中学生（男子）が、パソコンのゲームサイトに「無料」とあったので、登録料1000円だけを祖母にクレジットカードで決済してもらい、その後は全て無料と思ってアイテムを購入していたら同じクレジットカードで決済する仕組みになっており、クレジット会社から60万円も請求された等のケースが紹介された。石原氏は「CMの影響などもあってか子どもはネット上の情報（「無料」等）を安易に信用する傾向がある、保護者にネット関連の知識が無さすぎる、被害が高額になる割には現物を手にすることがない、ギャンブル性の高いコンテンツが子どもにまで開放されている。」等と問題点を指摘した。小菅氏からは「①のようなケースでは、携帯電話事業者は、初回1回に限って、遡及的に定額パケット契約を適用して料金を再計算する取り扱いをする。」旨の説明があった。

#### 2 携帯電話契約をめぐるトラブル

石原氏が「最近では保護者が契約者となって、未成年者は使用者という契約形態が多くなり、契約をめぐるトラブルは随分減った。」旨の指摘を受け、小菅氏も「フィルタリング、アクセス制限やコンテンツの利用料金の上限を設定する等のサービスの利用申込み、携帯電話の休止や解約は契約者でないといけないので、未成年者の場合、保護者が契約者となるのが望ましい。もっとも、使用者が未成年者になる旨の申し出がないとフィルタリングの設定がなされな

いことがある。また、無料の公衆無線LANスポット等は、携帯事業者のネットワークから外れた環境のため、現状では全くフィルタリングがかからない状況になってしまうため注意が必要である。」旨を述べた。

#### 3 携帯電話等の情報機器を用いることによるトラブル

篠原氏から、チェーンメールが、単なるいたずら目的のものから、広告収入等が目的のものに変わってきている、との指摘があった。つまり、チェーンメールの内容を検索させることにより、チェーンメール送信者のホームページに誘導して、広告収入を得たり、IPアドレスを取得しているとのことであった。また、長谷川氏からは、なりすましメールが非常に簡単に送れるという問題点が指摘された。

石原氏からは、相談現場では、ネットショッピングによるトラブルの相談が寄せられていること、一番相談が多いのはネットゲームによるトラブルであるが、最近では、クレジット会社や事業者との間で話し合いが出来るようになってきており、未成年者取消しにより解決できる場合もあることが紹介された。

また、出会い系サイトなどの交流サイト、SNSについて、石原氏からは、詐欺的な「出会えない系」サイトの相談が寄せられていること、篠原氏からは、出会い系サイトは過去の検索履歴からターゲットを決めて動いており、例えば、ギャンブルに関する検索をしている人には「出会えない系」サイトの情報が送られてきたり、親が社会的地位を持っていたり、大手の企業に勤めている人には、「出会えてしまう出会い系」「出会わせる系」サイトの情報が送られてくるようになっている、との説明があった。

篠原氏は、「今、子どもたちは、端末が欲しいわけではなくて、誰かと話したいという欲求を持っている。学校でいじめられていても、ネットの中で自分のアバターに友だちがいることで耐えている子がいる。」

「子どもたちはネットのコミュニティーサイトの中でいろいろな友だちを持ち、その中に子どもから情報収集をしたいだけの人や、悪意を持って近づいてくる大人が入り込んでいても全く気付かない状況である。そのような悪意を持った大人は子どもたちに甘い言葉をかけてくるので、どんどん会話が進み、家のことも全て話してしまう。」旨を述べ、そのようにして収集された情報が将来悪用されるという実態を指摘した。また、「SNSの中に、出会い系サイトの役割も含まれてくるし、交流サイトでやり取りをしながらショッピングに結び付けていく等、被害の枠が区切れなくなっているように思われる。」旨を述べた。

長谷川氏は、「学校では、情報機器の変化により、子ども同士の問題に全く関係のない外部の人間がネット上から介入してきて、より大きな問題に発展してしまうことが深刻な問題となっている。」と指摘した。また、「教育現場での情報モラル教育は、学校によってばらばらというのが現状だと思われる。」旨を述べた。

#### 4 子どもの被害をなくすために

子どもの被害をなくすための方法として、そもそも子どもに携帯電話を持たせないという考え方については、携帯電話がなくてもゲーム機等によりインターネットに接続できること等から、各氏とも効果は期待できないとの考えであり、使うことを前提として、安全な使い方を親子で協議することが重要との意見で一致した。

石原氏は、事業者からの情報提供や、学校での啓発活動の必要性を指摘した。

篠原氏は、「買う、買わないではなくて、家庭での会話をどれくらいするか。そのようなところが、一番の解決になっていく。」「何かあったときにいつでも話せる環境を作ること、予防注射を打つような感覚で、少しは危険性も知らせておくということが必要。」と述べ、家庭での会話の重要性を強調した。

## まとめ・閉会挨拶 国府泰道（日弁連消費者問題対策委員会委員長）

最後に、国府泰道当委員会委員長（大阪）が次のとおり閉会の挨拶を述べました。

「本日のセミナーは、現実社会の隠れたところに我々が全然知らないネ

ット社会があることを実感するショッピングな内容だった。交通戦争・公害戦争等かつて我々が経験してきた大きな危難を彷彿とさせる状況だ。一面では大人よりも子どもたちの方

が詳しい領域だが、他方で子どもたちも全く気付いていない手に負えない化け物が取り囲んできている現実に対して、大人がどう対応していくのかということが今後の課題になる。」



大阪

## 「ホームページリース」事案で、ユーザーからリース会社に対する残リース料の支払い拒絶が認められた事例 大阪地裁平成24年5月16日判決（確定）

1 本判決の事例は、文化教室や司法書士事務所を営む原告らが、サプライヤーである株式会社ジェイ・オー・エーにホームページの作成、更新、SEO対策など役務の提供を依頼する認識でありながら、リース会社である三井住友ファイナンス&リース株式会社との間で「JOA オリジナルソフト」等を対象物件としてリース契約を締結したところ、サプライヤーが事業を停止したことにより役務の提供が受けられなかったというものです。

2 このような「ホームページリース」ではリース契約の枠組みでは本来対象とはできない「役務の提供」を目的としながら、サプライヤーがソフトのリースであるという形式を用いて原告らにリース契約を利用させるという、契約の目的と形式に齟齬がある点に特徴があります。

本判決は、このような齟齬が生じたことについて、ソフトのリースでは役務の提供が混入してくる可能性があることから、リース会社が原告らに確認する際にも、本件ソフトの使用権の設定の手続がなされ本件ソフトを使用し得る状態になったか、本件各契約の対象にホームページ作成等の役務の提供は含まれないかといった適切な質問をするべ

きであるなどの具体的な事情を指摘しながら、原告とリース会社双方の責任を比較検討しています。

その上で、リース会社には、「(サプライヤーが) 真実は役務の提供を目的としつつ、名目上本件ソフトを対象とするリース契約を利用しようとするものであることを、若干の注意を払えば了解可能であったのに、適切に調査確認」しなかった信義則上の注意義務違反が認められるから、リース会社の責任が原告らの責任を大きく上回っていると判断し、役務の提供がないことを理由とするサプライヤーに対する抗弁を信義則上リース会社に対しても主張でき、原告らは未払いリース料の支払う必要は無くなるとして、未払いリース料部分の債務不存在確認を認めました。

本判決は、「ホームページリース」事案について、残リース料の支払い拒絶を初めて認めた判決です。文化教室や司法書士事務所の営業用ホームページについて、原告らの債務不存在確認請求が認められた点でもその意義は大きいと考えられます。

岡本英子（大阪）

東京

## iPodnano 発火事故につき製造物責任法に基づく損害賠償請求を認めた事例 東京地裁平成24年4月11日判決（確定）

本件は、原告1が所有する携帯型音楽プレーヤー iPodnano（以下「本製品」という。）が充電中に発火し、原告2が火傷を負った事故（平成22年7月発生）につき、日本国内における本製品の販売者であるアップルジャパン（株）（当時の名称）に対し、製造物責任法に基づく損害賠償を求め提訴した事案です。原告らは、仙台高裁平成22年4月22日判決（判時2086号42頁）の判断の枠組みに従い、「原告らが本製品を通常の用法に従って使用したにもかかわらず発火事故が発生したものであり、本製品は通常有すべき安全性を欠いている」旨主張しました。

iPodnano については、本件事故と同種の事故が多数発生したことから、経済産業省は平成22年7月28日、消費生活用製品安全法40条1項に基づき、被告に対し、事故の再発防止策等について報告するよう指示しました。当該指示を受けた被告は、ホームページ上で、事故原因につき、特定のバッテリーメーカーに原因があることが判明していると表明しました。被告は本件訴訟において本製品の欠陥を争ったものの、訴訟外で自ら同種事故が発生した iPodnano に関する事故原因を明らかにしていたことから、判決は、それらの事情を踏まえ、本製品のバッテリーには過熱を起こす欠陥があったと認定しました。消費生活用製

品安全法に基づく事業者の対応結果を立証に活用した事例として報告します。

なお、原告らは、被告の社名が本製品の製品保証書に表示されていたこと、提訴段階で確認した経済産業省の発表にも被告が輸入した旨の記載があったことなどから、被告を輸入者と判断し、被告に対する訴訟を提起したところ、被告は、本製品の輸入者は同じ企業グループに属する別会社であると反論しました（原告代理人が調査した限り、輸入者の社名は製品や被告ホームページ上に一切表示されておらず、一般消費者にとっては存在すら知り得ない会社でした。）。これに対し、原告らは、仮に被告が輸入者でないとしても、被告は製造物責任法2条3項2号又は3号に基づき「製造業者等」に該当すると主張しましたが、結局、訴訟係属中に被告と輸入者が合併したことから、本争点に対する判断はなされませんでした。輸入者の特定には困難が伴うこと、輸入者として別会社を介在させることは容易であること等に鑑み、今後、製造物責任法2条3項2号及び3号に関する判断が集積されることを期待します。

上田望美（第二東京）

# 消費者問題 文献・催事紹介

## 文献紹介 先物取引被害救済の手引【10訂版】

2011年1月1日より施行された改正商品先物取引法は、海外商品先物・同オプション取引、店頭デリバティブなどの関連取引も取り込み、国内公設商品先物と合わせ横断的に規制する点、そして日弁連の悲願であった一般消費者への先物取引の不招請勧誘禁止を盛り込んだ点で、新しい時代の規制法と呼ぶことができるでしょう。本書はこの改正を受けて改訂されたものです。

内容は、従来の本手引と同じく、解説部分より資料編の充実に重点を置いたもので、先物訴訟をする弁護士が、立論を補強するための証拠を本書より豊富に発見できるように工夫されています。他では入手しづらい資料なども多く掲載されています。厳しい訴訟の場面に直面したときなど、本書が心強い支えとなってくれるものと思われます。

本手引の前書きでは、日弁連前会長の宇都宮健児弁護士が、故

津谷裕貴元消費者問題対策委員長の業績に触れていますが、本手引の過去の改訂作業の中心であった故津谷元消費者問題対策委員会委員長が亡くなって間もなく2年が過ぎようとしています。故人の遺志を継いで残された本手引が、広く会員に活用されることが望まれます。

A5判 764頁／5880円（税込）  
日本弁護士連合会消費者問題対策委員会編  
民事法研究会



## 文献紹介 消費者のための欠陥住宅判例【第6集】

本書は、2000年発行の第1集以後定評のある、「欠陥住宅の被害者が勝ち取った判例集」の最新刊です。第5集（2009年刊）発行後を中心とした最新の判決22本を、物件別（戸建て／マンション／その他）、入手経緯別（新地売買／中古売買／請負）、構造別（木造／鉄骨造）に分類し、「欠陥住宅の居住利益を損益相殺できない」とした最高裁判平成23年7月21日判決をはじめ、「建物としての基本的な安全性を損なう瑕疵」の解釈をめぐる下級審裁判例を数多く紹介しています。判決全文の前に判決要旨がまとめられて被害事例に応じてすぐに参照でき、資料編には、第1集から第6集に登載された全裁判例の一覧表が掲載され、瑕疵

論・責任論・損害論のポイントが一覧でき大変便利です。「安全な住宅に居住する権利の確立」をめざす弁護士や建築士、行政機関の担当者はもちろん、欠陥住宅問題に関心を有するすべての方の必携書としてお薦めします。

A5判 688頁／6300円（税込）  
欠陥住宅被害全国連絡協議会編  
民事法研究会



## 催事 シンポジウム「地方消費者行政の充実を目指すシンポジウム」（仮題）

日時：2012年11月7日（水）午後6時～午後8時（予定）

場所：弁護士会館17階1701会議室

問合先：日弁連人権第二課 TEL 03-3580-9512

消費者庁が地方消費者行政支援事業として45億円を概算要求に計上しました。これが認められれば、消費者行政に用途を限定した形で地方への財政支援が実現することになります。今後は国から措置された財源を地方で有効に活用し、地方消費者行政の活性化に繋げていくことが課題となります。また先般成立した消費者教育推進法では、各地に関係団体から構成される消費者教育推進地域協議会を設置すべきとされており、学校教育に留まらず消費者団体育成や地域の関連団体の連携強化を図る絶好のチャンスです。

このように、地方消費者行政については今大きな転換期を迎えており、各地でその充実に向けた具体的な取組みの実施が求められています。

今回のシンポジウムでは、阿南新長官や地方の消費者行政担当者など（いずれも依頼中）にも出席いただいた上、地方消費者行政の現状を確認しつつ、その充実に向けた議論を行います。テレビ会議での参加につきましては、所属・地域の弁護士会にお問い合わせ下さい。

## 編集後記

本号は150号であり記念すべき号になりました。1面の国府委員長（大阪）の就任あいさつに詳しいことが記載されていますが、本誌が創刊されたのは1987年の中坊委員長（大阪）のときだったそうで隔世の感があります。

本号は大阪の地で開かれた夏期セミナー特集号でもあります。夏期セミナーのテーマは「子ども

をとりまく消費者被害～ネット社会における大人の役割～」です。携帯電話を初めとする情報機器の発達により、これまでの閉ざされた子どもの社会が変化してきているという問題意識からこのテーマを選びました。懇親会では「このような問題は初めて聞いた。参加した甲斐があった。」といった感想を沢山お聞きすることができました。内

容はセミナー特集のページにまとめておりますので、是非ご覧ください。

大阪づくしの本号で編集長を務めることができ、大阪出身で大阪を愛する私としては大変嬉しく思います。

岡田 崇（大阪）